

公共事業事前評価調書(公共事業事前評価結果整理表)

主要目標番号	Ⅱ.Ⅱ-1.(2)
対象事業	道路・街路事業
主要目標	災害に強い道路の確保

優先順位付け の考え方	対象地区・箇所名	個別事業の妥当性評価						事業間優先度の評価								事業間 ランク	評価委員会意見	総合意見	評価結果			
		公共開 与、事 業執行 主体の 妥当性	経済効 率性	事業 実施、 規模 の妥当 性	整備 手法の 有効性	環境 負荷へ の配慮	事業 計画の 熟度	貢献度ランクの評価					副次効果ランクの評価									
								貢献度 ランク	危険度		損傷度等		緊急輸 送道路 の指定	自動車 交通量	副次効果 ランク					評点		
									落石等	橋梁等	通行止 めの実 績落石 等・過 去3年 間の回 数	残存橋 梁等の 損傷状 況									台/12h	
安全水準が低く、 緊急性を要する 区間を優先する。	国道137号(新たな御坂トンネル)	○	○	○	○	○	○	a	要対策・要監視	要対策	1	要対策	あり	12,596	1	3	SI	実施は妥当		実施		
								基準値	要対策・ 要監視	要対 策	2	要対 策	あり	3,428	基準値	3.0						

副次効果評価調査

主要目標番号	II-1-1.(2)		主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所 で想定される副次効果	評価の説明	評価結果	
主要目標	災害に強い道路の確保						
評価対象地区・箇所名	国道137号(新たな御坂トンネル)						
I 県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	●注	○	混雑時走行速度51.3km/h>30km/h以上、自動車交通量12,596台/12h>3,428台/12h以上 貢献度ランクb	1	
		(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	●注				
		(3) 市街地内の交通の円滑化					
		(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	●注				
	I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上					
		(2) 憩い空間の創出					
		(3) 生活排水処理機能の向上					
		(4) 良好な市街地空間の確保					
		(5) 適正な居住空間の確保					
		(6) 歩行者等の通行空間の確保	●				
		(7) 道路景観の向上					
	I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上					
		(2) 農業生産力の向上					
		(3) 農業用排水能力の向上					
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)					
(5) 森林整備の効率化							
II 暮らしと経済活動の安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保	●				
		(2) 災害に強い道路の確保					
		(3) 都市災害防止	●				
(4) 交差点の安全性、円滑性の向上							
II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止						
	(2) 土石流被害の防止						
	(3) 崖崩れ被害の防止						
	(4) 地滑り被害の防止						
II-3. 鳥獣被害の防止	(1) 鳥獣被害の軽減						
副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化	●		1~2カ所の通行止めで迂回に2倍以上の時間が必要となる道路	1	
		アクセス機能の維持	●	○			
		主要渋滞ポイントの解消	●				
	生活環境	水質の浄化					
		大気汚染の軽減	●				
		騒音・振動の軽減	●				
		良好な景観の創出	●				
		バリアフリー化の促進	●				
		ライフラインの強化	●				
		身近な緑地・交流の場の提供	●				
		飲雑用水の安定供給					
		糞尿の処理					
	地域の文化・学習等活動の支援						
	各種情報の円滑な提供						
	自然環境	水源涵養機能の向上	●				
		生態系空間の再生					
	事故・災害防止	防火帯・延焼遮断帯の確保	●				
		緊急時の避難・救助機能の確保					
		被災時の被害波及の防止					
		既存施設の崩壊危険性の排除					
	生産性	走行安全性の確保	●				
		林業生産力の向上					
		遊休農地の解消					
		新たな公共用地の創出					
その他	農地の保全						
	農林産物の販売促進						
	自然エネルギーの活用						
	リサイクルの推進						
	文化・歴史的資源等の保存・復元						
	他事業との一体施工	●					
	重要プロジェクトとしての位置づけ	●	○	総合計画のアクションプランに位置づけられている。		1	
副次効果 評価合計						3	

注1)「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に「●」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所」で想定される副次効果の欄に「○」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。

注2)副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内のランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクに該当するものは2点、ランク以下の場合には1点とする。

注3)「II-1.(1)歩行者等の安全性の確保」、「II-1.(2)災害に強い道路の確保」、「II-1.(4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価に当たり、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。